

八財第1091号
平成24年12月12日

入札参加業者各位

八幡浜市総務企画部財政課長
(公印省略)

八幡浜市建設工事低価格入札者排除措置要綱の改正について

当市では、繰り返し低価格の入札を行う者を排除し、競争入札における公正な競争と市工事の品質を確保するため、八幡浜市建設工事低価格入札者排除措置要綱を制定しているところですが、改正を行い平成24年12月12日以降公告、通知する入札から適用することとしたのでお知らせします。

記

1. 改正の内容

八幡浜市が発注する建設工事の入札で低入札を行った者に加え、八幡浜市が依頼を受け行う、八幡浜地区施設事務組合が発注する建設工事の入札で低入札を行った者に対しても、この要綱を適用する。

2. 排除措置について

(1) 対象者等

調査基準価格及び最低制限価格を下回る価格で入札を行った者に適用する。各四半期の末日(6月30日、9月30日、12月31日、3月31日)を基準日とし、当該年度において低入札を累積2回以上行った者に対して排除措置を行う。

(2) 排除期間

3ヶ月+(低入札累積回数-2)ヶ月とする。

この算式により6ヶ月を超える場合は、6ヶ月とする。

基準日の翌々月の1日から排除措置を行う。

3. その他

排除措置対象者は、八幡浜市ホームページに掲載する。